地震により休業している事業主・労働者の皆様へ

~休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ~

①熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者 が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業 した場合や一時的に離職した場合(雇用予約がある場合も含みます)は、 雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
 - (受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)
- ※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了 し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であっ た期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

②地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業 所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助 成金を利用できます(熊本地震の影響による休業であれば熊本 県以外の事業所でも利用できます)。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3 (中小企業の場合)を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します(なお、地震による事業所・設備の損壊を直接的な理由とした休業は対象となりません)
 - ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局へご相談ください。

広島労働局内のハローワーク(公共職業安定所)一覧

平成28年4月1日現在

			平风2044月10坑正
ハローワーク	所在地(郵便番号)	電話番号	管轄区域
広島	〒730-8513 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082(511)1312 (雇用保険給付課) 082(223)8609 (代表)	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、 佐伯区(杉並台、湯来町を 除く)
広島西条	〒739-0041 東広島市西条町寺家6479-1	082(422)8609	東広島市
竹原	〒725-0026 竹原市中央5-2-11	0846(22)8609	竹原市 豊田郡
呉	〒737-8609 呉市西中央1-5-2	0823(25)8609	呉市 江田島市
尾道	〒722-0026 尾道市栗原西2-7-10	0848(23)8609	尾道市 世羅郡
福山	〒720-8609 福山市東桜町1-41	084(923)8609	福山市
三原	〒723-0004 三原市館町1-6-10	0848(64)8609	三原市
三次	〒728-0013 三次市十日市東3-4-6	0824(62)8609	三次市
安芸高田	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田1814-5	0826(42)0605	安芸高田市
庄原	〒727-0012 庄原市中本町1-20-1	0824(72)1197	庄原市
可部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-3-36	082(815)8609	広島市のうち安佐北区 山県郡
府中	〒726-0005 府中市府中町188-2	0847(43)8609	府中市 神石郡
広島東	〒732-0051 広島市東区光が丘13-7	082(554)6903 (雇用保険給付課) 082(264)8609 (代表)	広島市のうち東区、南区、 安芸区 安芸郡
廿日市	〒738-0033 廿日市市串戸4-9-32	0829(32)8609	廿日市市 広島市佐伯区のうち杉並台、 湯来町
大竹	〒739-0614 大竹市白石1-18-16	0827(52)8609	大竹市

労働局	所在地(郵便番号)	電話番号
広島労働局 職業安定部	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル	【雇用保険関係】 職業安定課 082(502)7831 【助成金関係】 職業対策課 082(502)7832